

○労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）
新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（健康診断）</p> <p>第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（心理的な負担の程度を把握するための検査等）</p> <p>第六十六条の十 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。</p> <p>3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望</p>	<p>（健康診断）</p> <p>第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（新設）</p>

する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

4 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。

5 事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならぬ。

7 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

8 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

9 国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第二項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(略)

(健康診断等に関する秘密の保持)

第四百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断、第六十六条の八第一項の規定による面接指導、第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

(略)

(公示)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第四百四条又は第八八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した

4
(略)

(健康診断等に関する秘密の保持)

第四百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断並びに第六十六条の八第一項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

2
(略)

(公示)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第四百四条又は第八八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第七項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した

者

三・四 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項(第三十条の三第五項において準用する場合を含む。)、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第二項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第一百一条第一項又は第一百三条第一項の規定に違反した者

- 二 第十一条第二項(第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十七条の五第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三〇六 (略)

者

三・四 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項(第三十条の三第五項において準用する場合を含む。)、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第二項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の三第一項、第五十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第六項、第八十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第三項から第五項まで、第一百一条第一項又は第一百三条第一項の規定に違反した者

- 二 第十一条第二項(第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十七条の四第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三〇六 (略)

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案 新旧対照条文 目次

一	労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)(抄)(第一条関係)	1
二	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)(第二条関係)	11
三	産業安全専門官及び労働衛生専門官規程(昭和四十七年労働省令第四十六号)(第三条関係)	22
四	作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)(第四条関係)	23
五	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)(第五条関係)	24
六	厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)(第六条関係)	26

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第一条関係）
 【平成二十七年六月一日施行（一部は平成二十七年十二月一日施行）】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第五節 (略)</p> <p>第六章 健康の保持増進のための措置</p> <p>第一節 第一節の二 (略)</p> <p>第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等 (第五十二條の二—第五十二條の八)</p> <p>第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等 (第五十二條の九—第五十二條の二十一)</p> <p>第二節 健康管理手帳 (第五十二條の二十二—第六十條)</p> <p>第三節 第四節 (略)</p> <p>第六章の二 第七章 (略)</p> <p>第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画 (第八十四條—第八十四條の三)</p> <p>第九章 第十章 (略)</p> <p>第二編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(産業医及び産業歯科医の職務等)</p> <p>第十四條 法第十三條第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持す</p>	<p>目次</p> <p>第一編 通則</p> <p>第一章 第五節 (略)</p> <p>第六章 健康の保持増進のための措置</p> <p>第一節 第一節の二 (略)</p> <p>第一節の三 面接指導等 (第五十二條の二—第五十二條の八)</p> <p>(新設)</p> <p>第二節 健康管理手帳 (第五十二條の九—第六十條)</p> <p>第三節 第四節 (略)</p> <p>第六章の二 第七章 (略)</p> <p>第八章 安全衛生改善計画 (第八十四條)</p> <p>第九章 第十章 (略)</p> <p>第二編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(産業医及び産業歯科医の職務等)</p> <p>第十四條 法第十三條第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 健康診断及び面接指導等 (法第六十六條の八第一項に規定する</p>

るための措置に關すること。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に關すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に關すること。

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に關すること。

七・九 (略)

2 6 (略)

第一節の三 長時間にわたる労働に關する面接指導等

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に法第六十六条の八第一項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という。)を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 (略)

面接指導(以下「面接指導」という。)及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に關すること。

(新設)

(新設)

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に關すること。

五・七 (略)

2 6 (略)

第一節の三 面接指導等

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 (略)

第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等

(新設)

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法)

第五十二条の九 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この節において「検査」という。）を行わなければならない。

(新設)

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(検査の実施者等)

第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。

(新設)

- 一 医師
 - 二 保健師
 - 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士
- 2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

(検査結果等の記録の作成等)

第五十二条の十一 事業者は、第五十二条の十三第二項に規定する場

(新設)

合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならぬ。

(検査結果の通知)

第五十二条の十二 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

(新設)

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十二第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によらなければならない。

(新設)

2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

第五十二条の十四 事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

(新設)

2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認める

ときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件)

第五十二条の十五 法第六十六条の十第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導（以下この節において「面接指導」という。）を受ける必要があると当該検査を行つた医師等が認めたものであることとする。

(新設)

(面接指導の実施方法等)

第五十二条の十六 法第六十六条の十第三項の規定による申出（以下この条及び次条において「申出」という。）は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

(新設)

2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。

3 検査を行つた医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

(面接指導における確認事項)

第五十二条の十七 医師は、面接指導を行うに当たつては、申出を行つた労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

(新設)

- 一 当該労働者の勤務の状況
- 二 当該労働者の心理的な負担の状況

三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(面接指導結果の記録の作成)

第五十二条の十八 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 当該労働者の氏名
- 三 面接指導を行った医師の氏名
- 四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第五十二条の十九 面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(指針の公表)

第五十二条の二十 第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。

(検査及び面接指導結果の報告)

第五十二条の二十一 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第六号の二)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二節 健康管理手帳

(令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所)

第五十二条の二十二 (略)

第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画

(特別安全衛生改善計画の作成の指示等)

第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 労働者が死亡したもの
 - 二 労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの
- 2 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 前項の重大な労働災害(以下この条において「重大な労働災害」という。)を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生させた日から起算して三年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害を発生させた場合
- 二 前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)若しくはこれらに基づく命令の規定

第二節 健康管理手帳

(令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所)

第五十二条の九 (略)

第八章 安全衛生改善計画

(新設)

又は労働基準法第三十六条第一項ただし書、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十三条、第六十四条の二若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合

3 法第七十八条第一項の規定による指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号）により行うものとする。

4 法第七十八条第一項の規定により特別安全衛生改善計画（同項に規定する特別安全衛生改善計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画作成指示書に記載された提出期限までに次に掲げる事項を記載した特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 計画の対象とする事業場

三 計画の期間及び実施体制

四 当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置

五 前各号に掲げるもののほか、前号の重大な労働災害の再発を防止するため必要な事項

5 特別安全衛生改善計画には、法第七十八条第二項に規定する意見が記載された書類を添付しなければならない。

（特別安全衛生改善計画の変更の指示等）

第八十四条の二 法第七十八条第四項の規定による変更の指示は、厚

（新設）

生労働大臣が、特別安全衛生改善計画変更指示書（様式第十九号の二）により行うものとする。

2 法第七十八条第四項の規定により特別安全衛生改善計画の変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更指示書に記載された提出期限までに特別安全衛生改善計画を変更し、特別安全衛生改善計画変更届（様式第十九号の三）により、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（安全衛生改善計画の作成の指示）

第八十四条の三 法第七十九条第一項の規定による指示は、所轄都道府県労働局長が、安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号の四）により行うものとする。

（文書の交付等）

第六百六十二条の四 法第三十一条の二の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、次の事項を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

様式第6号の2（第52条の21関係）

（別添1）

様式第19号（第84条関係）

第八十四条 法第七十八条第一項の規定による指示は、所轄都道府県労働局長が、安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号）により行うものとする。

（文書の交付等）

第六百六十二条の四 法第三十一条の二の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、次の事項を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

（新設）

（新設）

(別添2)

様式第19号の2 (第84条の2関係)

(別添3)

様式第19号の3 (第84条の2関係)

(別添4)

様式第19号の4 (第84条の3関係)

(別添5)

様式第21号の2の2 (第95条の3関係)

(別添6)

様式第21号の2の3 (第95条の3の2関係)

(別添7)

(新設)

(新設)

様式第19号 (第84条関係)

様式第21号の2の2 (第95条の3関係)

様式第21号の2の3 (第95条の3の2関係)

二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）（第二条関係）
 【平成二十七年六月一日施行】（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章の六 登録製造時等検査機関</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第一条の三 法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録製造時等検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）</p> <p>二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(旅費の額)</p> <p>第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものと</p>	<p>第一章の六 登録製造時等検査機関</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第一条の三 法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録製造時等検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(新設)</p>

する。

(在勤官署の所在地)

第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第一条の八の四 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(報告)

第一条の八の五 (略)

(製造時等検査の業務の引継ぎ等)

第一条の十 登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関(法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 製造時等検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在

(新設)

(新設)

(報告)

第一条の八の二 (略)

(製造時等検査の業務の引継ぎ等)

第一条の十 登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 製造時等検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに

地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
 二 その他製造時等検査の業務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2 外国登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の二第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の都道府県労働局長が必要と認める事項

(公示)

第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	<p>法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき</p>
(略)	<p>一 登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関を除く。))の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた製造時等</p>

当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
 二 その他製造時等検査の業務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項
 (新設)

(公示)

第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	<p>法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき</p>
(略)	<p>一 登録製造時等検査機関の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた製造時等</p>

<p>法第五十三條第二項の規定により登録を取り消したとき。</p>	<p>検査の範囲及びその期間</p> <p>一 外国登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消した年月日</p>
(略)	(略)

第二章 登録性能検査機関

(登録の申請)

第三条 法第五十三條の三において準用する法第四十六條第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの)

三 申請者が法第五十三條の三において準用する法第四十六條第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 (略)

(旅費の額等に係る準用)

第八條の二 第一條の八の二から第一條の八の四までの規定は、法第

(新設)	(新設)
(略)	(略)

第二章 登録性能検査機関

(登録の申請)

第三条 法第五十三條の三において準用する法第四十六條第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法第五十三條の三において準用する法第四十六條第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 (略)

(新規)

五十三條の三において準用する法第五十三條第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五條の三第一項」とあるのは、「令第十五條の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(性能検査の業務の引継ぎ等)

第十條の二 登録性能検査機関（外国登録性能検査機関（法第五十三條の三において読み替えて準用する法第五十二條に規定する外国登録性能検査機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 性能検査の業務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他性能検査の業務を行った事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が必要と認める事項

2| 外国登録性能検査機関は、法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項の規定により性能検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他前号の労働基準監督署長が必要と認める事項

(公示)

第十條の三 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用

(性能検査の業務の引継ぎ等)

第十條の二 登録性能検査機関は、法第五十三條の三において準用する法第五十三條の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 性能検査の業務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長に当該性能検査の業務並びに当該性能検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他性能検査の業務を行った事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が必要と認める事項

(新設)

(公示)

第十條の三 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用

する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録製造時等検査機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第三章 登録個別検定機関

(登録の申請)

第十二条 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）

三・四 (略)

する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第三章 登録個別検定機関

(登録の申請)

第十二条 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三・四 (略)

(旅費の額等に係る準用)

第十七条の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(個別検定の業務の引継ぎ等)

第十九条 登録個別検定機関(外国登録個別検定機関(法第五十四条において読み替えて準用する法第五十二条に規定する外国登録個別検定機関をいう。次項及び次条において同じ。))を除く。は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2 | 外国登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣又は個別検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は前号の都道府県労働局長が必要と認め

(新規)

(個別検定の業務の引継ぎ等)

第十九条 登録個別検定機関は、法第五十四条において準用する法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該個別検定の業務並びに当該個別検定の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣又は個別検定の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

(新設)

る事項

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

<p>(略)</p> <p>法第五十四条において準用する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>(略)</p> <p>一 登録個別検定機関(外国登録個別検定機関を除く。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 個別検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた個別検定の範囲及びその期間</p>
<p>(略)</p> <p>法第五十四条において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。</p>	<p>(略)</p> <p>一 外国登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消した年月日</p>

第三章の二 登録型式検定機関

(登録の申請)

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

<p>(略)</p> <p>法第五十四条において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>(略)</p> <p>一 登録個別検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は個別検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 個別検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた個別検定の範囲及びその期間</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

第三章の二 登録型式検定機関

(登録の申請)

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一

項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国に居住する者にあつては、これに準ずるもの）
- 三・四 （略）

（旅費の額等に係る準用）

第十九条の九の二 第一条の八の二から第一条の八の四までの規定は、法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項第四号の検査について準用する。この場合において、第一条の八の二中「令第十五条の三第一項」とあるのは、「令第十五条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（公示）

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	(略)
法第五十四条の二において準用する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 登録型式検定機関（外国登録型式検定機関（法第五十四条の二において読み替えて準用する法第五十二条の二に規定する外国登録型式検定機関をいう。以下この表において

項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 三・四 （略）

（新規）

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	(略)
法第五十四条の二において準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 登録型式検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 登録を取り消し、又は型式検

<p>法第五十四条の二において準用する法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。</p>	<p>一 外国登録型式検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消した年月日</p>	<p>同じ。を除外。の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 型式検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた型式検定の範囲及びその期間</p>
---	--	--

第四章 登録教習機関

(公示)

第二十五条の三 (略)

2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

(略)	(略)
法第七十七条第三項において準用	(略)

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>定の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 型式検定の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた型式検定の範囲及びその期間</p>
-------------	-------------	--

第四章 登録教習機関

(公示)

第二十五条の三 (略)

2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。

(略)	(略)
法第七十七条第三項において	(略)

する法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

様式第6号の2(第1条の8の5関係)

準用する法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

様式第6号の2(第1条の8の2関係)

三 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）（第三条関係）
 【平成二十七年六月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	別記様式 (別添 8)
現 行	別記様式

四 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（第四条関係）

【平成二十七年六月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。</p>			
<p>（公示）</p> <p>第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。</p>			
<p>（公示）</p> <p>第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の揭示板に掲示しなければならない。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（第五条関係）
 【平成二十七年十二月一日施行】
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十五条の厚生労働省令で定める事項等） 第四十条（略）</p> <p>2 労働安全衛生法第十三条第一項の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第一項第一号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第六十六条第一項の規定による健康診断（前項の健康診断を含む。）の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>二 労働安全衛生規則第十四条第二号に掲げる事項</p> <p>三 労働安全衛生規則第十四条第三号に掲げる事項</p> <p>四 労働安全衛生規則第十四条第七号に掲げる事項</p> <p>五 労働安全衛生規則第十四条第八号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第五十九条第一項及び第二項の規定による衛生のための教育に関すること。</p> <p>3 労働安全衛生法第十八条第一項各号の事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 労働安全衛生法第十八条第一項第四号に掲げる事項のうち次に</p>	<p>（法第四十五条の厚生労働省令で定める事項等） 第四十条（略）</p> <p>2 労働安全衛生法第十三条第一項の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</p> <p>一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十四条第一項第一号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第六十六条第一項の規定による健康診断（前項の健康診断を含む。）の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>（新設） （新設）</p> <p>二 労働安全衛生規則第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>三 労働安全衛生規則第十四条第六号に掲げる事項のうち労働安全衛生法第五十九条第一項及び第二項の規定による衛生のための教育に関すること。</p> <p>3 労働安全衛生法第十八条第一項各号の事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 労働安全衛生法第十八条第一項第四号に掲げる事項のうち次に</p>

掲げるもの

イ (略)

ロ 労働安全衛生規則第二十二條第四号に掲げる事項のうち前項第五号に規定する衛生のための教育に係るものに関する事

ハ・ニ (略)

4
8 (略)

掲げるもの

イ (略)

ロ 労働安全衛生規則第二十二條第四号に掲げる事項のうち前項第三号に規定する衛生のための教育に係るものに関する事

ハ・ニ (略)

4
8 (略)

六 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（第六条関係）

【平成二十七年十二月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

(略)	(略)
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	(略)
第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存
第五十二条の十三第二項の規定による検査の結果の記録の保存	第五十二条の十三第二項の規定による検査の結果の記録の保存
第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存	第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存
第三百三十五条の二の規定による記録の保存	第三百三十五条の二の規定による記録の保存
(略)	(略)

表二 (略)

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	(略)
労働安全衛生規則	(略)
第五十二条の六第一項の規定による	第五十二条の六第一項の規定による

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

(略)	(略)
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	(略)
第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存	第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存
第三百三十五条の二の規定による記録の保存	第三百三十五条の二の規定による記録の保存
(略)	(略)

表二 (略)

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	(略)
労働安全衛生規則	(略)
第五十二条の六第一項の規定による	第五十二条の六第一項の規定による

(略)	<p>る面接指導の結果の記録の作成 第五十二条の十三第二項の規定に よる検査の結果の記録の作成 第五十二条の十八第一項の規定に よる面接指導の結果の記録の作成 第三百三十五条の二の規定による記 録</p>
-----	--

(略)	<p>る面接指導の結果の記録の作成 第三百三十五条の二の規定による記 録</p>
-----	--